

## 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の関係法案等に対する提言

昨年12月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下、「IR推進法」という。）が成立し、1年以内での関係法の整備が規定されている中で、国の特定複合観光施設区域整備推進会議において議論が進められると同時に、いくつかの自治体が特定複合観光施設（以下、「IR施設」という。）の誘致に名乗りを上げている。

統合型リゾートの影響については、カジノやMICE施設等が生む集客効果や経済効果のメリットと、ギャンブル依存症や青少年健全育成への影響などのデメリットの両面があり、大都市型のカジノは集客面で有利だが影響が広範囲に及ぶなど、立地する場所により影響の範囲が変わることを見据えて議論する必要がある。また、関西は一体的な地域に約2千万の人口があり、その影響に関しては、ラスベガスやシンガポールなどの先例は必ずしも参考にならないことも考慮すべきである。

については、国に対し広域的な見地からの影響を見据えた制度となるよう、以下のとおり提案する。

### 1 IR施設の制度に関する提言

#### 【規制の緩和に関するもの】

##### ■多様なIRの実現

地方創生や多様なIRを実現する観点から、IR誘致を表明している自治体の提案に柔軟な対応ができる制度とすること。

#### 【規制の強化に関するもの】

##### ■青少年健全育成や依存症対策に配慮した入場制限等

青少年の健全育成や依存症対策は予防の観点が重要であり、年齢制限や入场料の徴収などの入場規制、広告規制、資金貸付の制限等を講じ、より厳しい制限を自治体が提案する場合はそれを認めること。

## ■暴力団等不当な勢力の関与の排除、不法行為の防止

IR施設に設置されるカジノに暴力団等の反社会的な勢力が介入し、資金源となることなどがないよう、カジノ事業者の利益・取引関係者も含めて免許等の対象とすること、徹底した背面調査等を伴う免許審査など、関与を完全に排除する厳格な参入規制、資格審査を設けるとともに、マネーロンダリングに利用されることがないよう、厳格な資金管理、監督体制を構築することなどにより、不法行為の防止の徹底を図ること。

## 2 IR施設以外での環境整備等に関する提言

### ■ IRと周辺の観光資源とのアクセスの向上

カジノやMICEなど強力な集客機能を持つIRは、広域的な観光の核となる施設であることから、周辺の観光資源や、広域観光周遊ルートとを結ぶ交通網の整備を推進すること。

### ■依存症治療の体制整備への支援

IR設置自治体だけでなく、他の自治体の相談・治療体制強化への財政的支援、専門人材の育成を推進すること。

### ■学習指導要領への位置づけ

青少年が将来多重債務や依存症に陥らないよう、カジノを含むギャンブル全般に関するリスク教育を学習指導要領に位置づけること。

### ■暴力団等反社会的勢力の排除や不法行為の防止、防犯対策

IR施設を国及び地方の総合的な治安対策の中に位置づけ、都道府県警察及び広域調整を担う管区警察局の体制を強化し、都道府県警察間の一層の連携を図ること。また、入国管理局、関税局などについても体制の強化を図ること。

### ■ IR施設によって得られる納付金の使途

IR推進法第12条の納付金の使途については、IRの効果や影響が広範囲に及ぶことから依存症対策、治安対策、観光DMOの活動支援等の観光振興や文化芸術振興など、幅広く認めること。

平成29年8月3日

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井 戸 敏 三  
副連合長 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸  
委 員 滋賀県知事 三 日 月 大 造  
委 員 京都府知事 山 田 啓 二  
委 員 大阪府知事 松 井 一 郎  
委 員 奈良県知事 荒 井 正 吾  
委 員 鳥取県知事 平 井 伸 治  
委 員 徳島県知事 飯 泉 嘉 門  
委 員 京都市長 門 川 大 作  
委 員 大阪市長 吉 村 洋 文  
委 員 堺 市 長 竹 山 修 身  
委 員 神戸市長 久 元 喜 造